

議案第14号

## 東近江市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年3月1日提出

東近江市長 小 椋 正 清

## 東近江市介護保険条例の一部を改正する条例

東近江市介護保険条例（平成17年東近江市条例第164号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第4号中「56, 160円」を「53, 040円」に改め、同項第6号から第10号までを次のように改める。

(6) 次のいずれかに該当する者 71, 760円

ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。以下この項において同じ。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 81, 120円

ア 合計所得金額が210万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ、次号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 93, 600円

ア 合計所得金額が320万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項

第1号イ、次号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 106, 080円

ア 合計所得金額が420万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ又は第11号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 109, 200円

ア 合計所得金額が520万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ又は次号イに該当する者を除く。)

第9条第1項に次の2号を加える。

(11) 次のいずれかに該当する者 112, 320円

ア 合計所得金額が750万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イに該当する者を除く。)

(12) 前各号のいずれにも該当しない者 118, 560円

第9条第2項から第5項までを削り、同条第6項中「第1項第1号」を「前項第1号」に、「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に改め、同項を同条第2項とし、同条第7項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「第6項」を「第2項」に、「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第5項中「(昭和32年法律第26号)」を削る。

附則に次の見出し及び3項を加える。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

12 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第9条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第

1 1号ア及び第12号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「合計所得金額をいい」とあるのは、「合計所得金額をいい、所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし」とする。

1 3 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

1 4 附則第12項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例による改正後の第9条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

#### 提案理由

第8期東近江市介護保険事業計画に基づき、第1号被保険者の介護保険料を改定し  
たく、本議案を提出するものである。